

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年11月21日（令和6年（行情）諮問第1278号ないし同第1281号）

答申日：令和8年9月11日（令和8年度（行情）答申第571号ないし同第574号）

事件名：「国家防衛戦略」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

「国家防衛戦略」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

「国家防衛戦略」に関して特定期間に行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

「国家防衛戦略」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書4」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書51」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和5年2月15日付け防官文第2902号、同年3月22日付け同第5850号、同年5月26日付け同第11449号、同年8月4日付け同第16888号及び令和6年8月28日付け同第19344号ないし同第19347号により、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分8」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 原処分 1 ないし原処分 4

ア ないし キ (略)

(2) 原処分 5 ないし原処分 8

ア ないし エ (略)

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ (略)

キ (略)

他に文書がないか確認を求める。

(略)

審査請求人には確認する方法がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ク (略)

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 原処分 1 及び原処分 5 について (令和 6 年 (行情) 諮問第 1 2 7 8 号)

本件開示請求は、本件請求文書 1 の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の 2 に掲げる文書 1 ないし文書 5 0 8 を特定した。

本件開示請求については、法 1 1 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 5 年 2 月 1 5 日付け防官文第 2 9 0 2 号により、別紙の 2 に掲げる文書 1 について、法 9 条 1 項に基づく開示決定処分 (原処分 1) を行った後、令和 6 年 8 月 2 8 日付け防官文第 1 9 3 4 4 号により、別紙の 2 に掲げる文書 2 ないし文書 5 0 8 について、法 5 条 1 号、2 号イ、3 号、5 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分 (原処分 5) を行った。

本件各審査請求は、原処分 1 及び原処分 5 に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分 1 に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 1 年 9 か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 原処分 2 及び原処分 6 について (令和 6 年 (行情) 諮問第 1 2 7 9 号)

本件開示請求は、本件請求文書 2 の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の 2 に掲げる文書 1 ないし文書 5 0 7 及び文書 5 0 9 を特定した。

本件開示請求については、法 11 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 5 年 3 月 22 日付け防官文第 5850 号により、別紙の 2 に掲げる文書 1 について、法 9 条 1 項に基づく開示決定処分（原処分 2）を行った後、令和 6 年 8 月 28 日付け防官文第 19345 号により、別紙の 2 に掲げる文書 2 ないし文書 507 及び文書 509 について、法 5 条 1 号、第 2 号イ、第 3 号、第 5 号及び第 6 号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分 6）を行った。

本件審査請求は、原処分 2 及び原処分 6 に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分 2 に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 1 年 6 か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（3）原処分 3 及び原処分 7 について（令和 6 年（行情）諮問第 1280 号）

本件開示請求は、本件請求文書 3 の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の 2 に掲げる文書 86 ないし文書 105、文書 159、文書 160、文書 219 ないし文書 253、文書 349 ないし文書 353、文書 461 ないし文書 507 及び文書 510 を特定した。

本件開示請求については、法 11 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 5 年 5 月 26 日付け防官文第 11449 号により、別紙の 2 に掲げる文書 99 について、法 9 条 1 項に基づく開示決定処分（原処分 3）を行った後、令和 6 年 8 月 28 日付け防官文第 19346 号により、別紙の 2 に掲げる文書 86 ないし文書 98、文書 100 ないし文書 105、文書 159、文書 160、文書 219 ないし文書 253、文書 349 ないし文書 353、文書 461 ないし文書 507 及び文書 510 について、法 5 条 1 号、2 号イ、3 号、5 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分 7）を行った。

本件審査請求は、原処分 3 及び原処分 7 に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分 3 に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 1 年 3 か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（4）原処分 4 及び原処分 8 について（令和 6 年（行情）諮問第 1281 号）

本件開示請求は、本件請求文書 4 の開示を求めるものであり、これに

該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書86ないし文書98、文書100ないし文書105、文書159、文書160、文書219ないし文書253、文書349ないし文書353、文書461ないし文書507及び文書511を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年8月4日付け防官文第16888号により、別紙の2に掲げる文書98について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分4）を行った後、令和6年8月28日付け防官文第19347号により、文書86ないし文書97、文書100ないし文書105、文書159、文書160、文書219ないし文書253、文書349ないし文書353、文書461ないし文書507及び文書511について、法5条1号、2号イ、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分8）を行った。

本件審査請求は、原処分4及び原処分8に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分4に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分5ないし原処分8において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表1のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、2号イ、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

（1）原処分1及び原処分5について

ア ないしカ （略）

キ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分5においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、2号イ、3号、5号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

ク （略）

ケ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件請求文書1に係る行政文書は保有していない。

コ （略）

サ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分5を維持することが妥当である。

(2) 原処分2及び原処分6について

ア ないしキ (略)

ク 上記(1)キと同旨(ただし「原処分5」とあるのは「原処分6」と読み替える。)

ケ (略)

コ 上記(1)ケと同旨(ただし「本件請求文書1」とあるのは「本件請求文書2」と読み替える。)

サ 上記(1)サと同旨(ただし「原処分1」とあるのは「原処分2」、「原処分5」とあるのは「原処分6」と読み替える。)

(3) 原処分3及び原処分7について

ア ないしキ (略)

ク 上記(1)キと同旨(ただし「原処分5」とあるのは「原処分7」と読み替える。)

ケ (略)

コ 上記(1)ケと同旨(ただし「本件請求文書1」とあるのは「本件請求文書3」と読み替える。)

サ 上記(1)サと同旨(ただし「原処分1」とあるのは「原処分3」、「原処分5」とあるのは「原処分7」と読み替える。)

(4) 原処分4及び原処分8について

ア ないしキ (略)

ク 上記(1)キと同旨(ただし「原処分5」とあるのは「原処分8」と読み替える。)

ケ (略)

コ 上記(1)ケと同旨(ただし「本件請求文書1」とあるのは「本件請求文書4」と読み替える。)

サ 上記(1)サと同旨(ただし「原処分1」とあるのは「原処分4」、「原処分5」とあるのは「原処分8」と読み替える。)

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

① 令和6年11月21日 諮問の受理(令和6年(行情)諮問第1278号ないし同第1281号)

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)

③ 同年12月6日 審議(同上)

④ 令和8年9月7日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、令和6年(行情)諮問第1278号ないし

同第 1 2 8 1 号の併合、本件対象文書の見分及び審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 1 号、2 号イ、3 号、5 号及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件各諮問において、諮問庁は原処分 1 ないし原処分 4 に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件各開示請求については、いずれも「「国家防衛戦略」に関して行政文書ファイル等につづられた文書」の開示を求めている点で共通しており、各開示請求の対象とする文書の範囲を踏まえて別紙の 3 のとおり本件対象文書を特定した。

イ 本件各開示請求時において、本件対象文書をつづっている行政文書ファイルには本件対象文書のみがつづられている。

ウ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、本件対象文書の特定方法に問題はなく、探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表 1 の番号 1、番号 1 2 及び番号 1 5 に掲げる不開示部分について当該不開示部分には、政府関係者の非公表の直通電話番号、携帯電話

番号、内線番号及びメールアドレス等が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、番号1については、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表1の番号2に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、国会議員の質問の趣旨や理由及び国会議員の氏名等が記載されていると認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該不開示部分は、国会議員とのやり取りや議員事務所から公開を前提とせず入手した内容であり、これを一方的に公にすると、国会議員との信頼関係が損なわれ、国会質問対応等に必要な情報の取得が困難になるなど、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。

イ 当該不開示部分は、これを公にすることにより、国会議員との信頼関係が損なわれ、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は否定することはできず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表1の番号3に掲げる不開示部分について

当該不開示部分は、自衛隊員、隊員家族及び民間人の写真の顔部分であると認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、法5条1号ただし書きに該当しないと認められるほか、隊員家族及び民間人について、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことか

ら、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表1の番号4に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム等における案件、出席者及び資料の準備対応要領等に関する情報が記載されていると認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分に記載された情報は、政党とのやり取りや当該政党から公開を前提とせず入手した内容を基に防衛省において整理し、記載したものであり、これを一方的に公にすると、当該政党との信頼関係が損なわれ、必要な情報の取得が困難になるなど、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。

イ これを検討するに、当該部分は、これを公にすることにより、当該政党との信頼関係が損なわれ、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は否定することはできず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(5) 別表1の番号5及び番号6に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、国家防衛戦略及び防衛力整備計画等に関する政府部内における検討段階の情報が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は、我が国の国家防衛戦略等に関する政府部内における検討段階の情報が記載されており、これを公にすることにより、我が国の安全保障における関心事項や論点、我が国の防衛体制等が推察され、我が国と敵対する勢力等がこれを把握することで妨害行為や対抗措置を容易ならしめ、ひいては国の安全が害されるおそれがあることから不開示とした。

イ 当審査会において当該不開示部分を見分したところ、国家防衛戦略等に関する政府内における具体的な協議・検討内容が記載されていることが認められる。

我が国の国家安全保障の重要性に鑑みると、これを公にすることにより、我が国の安全保障における関心や防衛体制等が推察され、敵対

する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法５条３号に該当し、同条５号及び６号について判断するまでもなく、その全部を不開示としたことは妥当である。

(６) 別表１の番号７に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、防衛力整備計画等に関する骨子及び案文並びに防衛力整備計画に関する関係省庁の意見等が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該不開示部分は、防衛省において作成した防衛力整備計画等に関する骨子及び案文並びに関係省庁の意見等が記載されており、その内容は、協議中の段階のものであり、確定したものではない。したがって、そのような性質からすると、これを公にすれば、関係省庁間において検討中の未成熟な検討内容が明らかになり、今後の同種の文書の策定作業において政府部内での自由かつ達な議論に支障を来すなど、国の機関内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、不開示とした。

イ これを検討するに、当該部分を公にすると、関係省庁間において検討していた未成熟な検討内容が明らかになり、国の機関内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとする旨の上記アの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、当該部分は、法５条５号に該当し、同条３号及び６号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(７) 別表１の番号８及び番号９に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、他国に係る情勢判断及び防衛構想に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省及び自衛隊の情勢判断並びに防衛構想が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、同条５号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(8) 別表1の番号10及び番号11に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、防衛省内における防衛力強化に係る審議、検討又は協議に関する情報が記載されていると認められる。

ア 諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、別表1の上記番号の「不開示とした理由」欄のとおり説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、当該部分には、防衛省内の未成熟な検討内容といった未確定の内容が含まれ、いずれも公にすることを前提としない機微な情報である旨補足して説明する。

イ これを検討するに、当該部分を公にすることにより、防衛省内における審議又は検討に関する未確定の情報が公になることにより、今後の同様の検討に際して率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることについては、これを否定することはできない。

したがって、当該不開示部分は、法5条5号に該当し、番号10については、同条3号について判断するまでもなく不開示としたことは妥当である。

(9) 別表1の番号13に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換会における有識者の発言内容及び意見の詳細等が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

本件意見交換会は、新たな国家安全保障戦略等の策定に向け、有識者から知見を伺うために非公開を前提として行われたものである。

当該不開示部分を公にすれば、検討の経緯や未成熟な検討内容が明らかとなることで、今後の同種の意見交換会等において参加する有識者が率直な意見を述べることをちゅうちょし、自由かつ達な議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、また当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示とした。

イ これを検討するに、意見交換会の開催趣旨及び運営方法等を踏まえれば、当該不開示部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分については、これを公にすることにより、特定の有識者の具体的な発言内容や検討段階の未成熟な情報等が明らかとなり、将来の同種の意見交換会等に参加する有識者が率直な意見を述べることをちゅうちょし、自由かつ達な議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

よって、当該不開示部分は、法5条5号に該当し、同条6号柱書き

について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ しかしながら、当該不開示部分のうち、文書 365 の 1 枚目ないし 7 枚目の各 1 行目については、原処分において既に開示されている部分から容易に推測できる内容が記載されており、また、文書 414 の 2 枚目については、当審査会事務局職員をして確認させたところ、当該特定有識者が所属する機関等のウェブサイト上に同旨の情報が掲載されていると認められることから、当該部分を公にしたとしても、参加する有識者の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもない。したがって、別表 2 に掲げる部分は、法 5 条 5 号及び 6 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(10) 別表 1 の番号 14 に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、意見交換会に出席した特定有識者の随行者の氏名及び肩書が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

法 5 条 1 号ただし書該当性について検討すると、当該情報については、諮問庁において、公表した事実はなく、将来的に公表する予定もないとのことであることから、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、同号ただし書イに該当するとは認められない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

次に、法 6 条 2 項による部分開示の可否について検討すると、これらの情報は、特定の個人を識別することができる情報であるから、部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分については、法 5 条 1 号の不開示情報に該当すると認められるので、同条 5 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(11) 別表 1 の番号 16 に掲げる不開示部分について

ア 当該文書を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明した。

当該文書は、国家防衛戦略及び防衛力整備計画に関する政府内における具体的な検討の経緯や結果が記載された文書であり、いずれも公表していない。

当該文書は、その件名を含め、これを公にすれば、我が国の将来の防衛力強化に関して、安全保障上の関心事項や課題等が推察され、我が国と敵対する勢力等がこれを把握することで妨害行為や対抗措置を容易ならしめ、ひいては国の安全が害されるおそれがある。ま

た、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれ、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であり、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれ、国家安全保障に関する政府の業務の遂行に支障が生じるおそれがある。したがって、本件開示請求においては、当該文書の全てを不開示とした。

イ 当審査会において当該文書を見分したところ、当該文書には、将来の防衛力強化に関する政府内における具体的な協議・検討内容が記載されていることが認められる。

我が国の国家安全保障の重要性に鑑みると、これを公にすることにより、我が国の安全保障上の情報関心や課題等が推察され、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該文書は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、その全部を不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分は、同条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

- (1) 本件請求文書1 「国家防衛戦略」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。
- (2) 本件請求文書2 「国家防衛戦略」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て（但し省庁ホームページに掲載されたものは除く）。
- (3) 本件請求文書3 「国家防衛戦略」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち令和4年12月以降に綴られた文書の全て（但し省庁ホームページに掲載されたものは除く）。
- (4) 本件請求文書4 「国家防衛戦略」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第11449号(2023.3.28-本本B3329)で残りの部分とされた全て、及び(2023.3.28-本本B3329)の後に綴られた文書の全て（但し省庁ホームページに掲載されたものは除く）。

2 本件対象文書

- 文書1 令和3年10月12日(火) 記者実問
- 文書2 令和3年10月15日(金) 報道等関連想定
- 文書3 令和3年10月26日(火) 記者実問
- 文書4 令和3年10月26日(火) 大臣会見想定
- 文書5 令和3年11月2日(火) 幹事社問
- 文書6 令和3年11月10日(水) 幹事社問
- 文書7 令和3年11月12日(金) 報道等関連想定
- 文書8 2021.11.19 想定 (1) (2)
- 文書9 令和3年11月26日(金) 大臣「文藝春秋」想定 問2
- 文書10 令和3年12月3日(金) 報道等関連想定
- 文書11 令和3年12月7日(火) 記者実問
- 文書12 令和3年12月13日(月) 大臣「朝雲新聞」想定 問1
- 文書13 (対総理) 12月15日 衆・予算委 前原 誠司君 想定問
5
- 文書14 (大臣用) 令和3年12月15日(水) 衆・予算委 前原
誠司君(国民) 想定問4
- 文書15 令和3年12月21日(火) 幹事社問
- 文書16 令和3年12月23日(木) 大臣沖縄2紙インタビュー想定
問4

文書17 令和3年12月28日(火) 幹事社問
 文書18 (対総理) 1月19日 衆・本会議 梶山 弘志君 問3
 文書19 (対総理) 1月19日 衆・本会議 泉 健太君 問21
 文書20 (対総理) 1月21日 参・本会議 宇都 隆史君 問14
 文書21 (対総理) 1月26日 衆・予算委 中谷 真一君 問4
 文書22 (大臣用) 令和4年1月26日(水) 衆・予算委 中谷 真一君(自民) 問2
 文書23 (大臣用) 令和4年1月26日(水) 衆・予算委 中谷 真一君(自民) 問4
 文書24 令和4年1月26日(水) 報道等関連想定
 文書25 令和4年2月2日(水) 報道等関連想定
 文書26 令和4年2月4日(金) 大臣「プライムニュース」想定 問14
 文書27 令和4年2月10日(木) 幹事社問
 文書28 (対総理) 2月18日 衆・予算委 岩屋 毅君 問6
 文書29 (大臣用) 令和4年2月18日(金) 衆・予算委 岩屋 毅君(自民) 問1
 文書30 令和4年3月1日(火) 記者実問
 文書31 (対総理) 3月2日 参・予算委 石井 苗子君 問6
 文書32 (大臣用) 令和4年3月2日(水) 参・予算委 石井 苗子君(維新) 問3
 文書33 令和4年3月4日(金) 記者実問
 文書34 (秘書官手持ち用) 令和4年3月22日(火) 参・予算委 福山 哲郎君(立民) 想定問
 文書35 (秘書官手持ち用) 令和4年3月24日(木) 参・外防委 田島 麻衣子君(立憲) 問3
 文書36 (大臣用) 令和4年3月24日(木) 参・外防委 伊波 洋一君(沖縄) 問12
 文書37 令和4年4月4日(月) 大臣 共同通信 想定 問1
 文書38 令和4年4月12日(火) 幹事社問
 文書39 令和4年4月22日(金) 幹事社問
 文書40 (大臣用) 令和4年4月26日(火) 衆・安保委 堀井 健智君(維新) 問8
 文書41 令和4年4月28日(木) 幹事社問
 文書42 令和4年5月10日(火) 報道等関連想定
 文書43 令和4年5月24日(火) 報道等関連想定
 文書44 (対総理) 5月26日 衆・予算委 小野寺 五典君 問2

文書４５ （大臣用）令和４年５月２６日（木） 衆・予算委 小野寺
 五典君（自民） 問２
 文書４６ （大臣用）令和４年５月２７日（金） 衆・予算委 足立 康
 史君（維新） 問２
 文書４７ （対総理）５月３０日 参・予算委 小西 洋之君 問８
 文書４８ （大臣用）令和４年５月３０日（月） 参・予算委 小西 洋
 之君（立憲） 問１
 文書４９ （大臣用）令和４年６月２日（木） 参・外防委 田島 麻衣
 子君（立憲） 問６
 文書５０ （防衛政策局長手持ち用）令和４年６月２日（木） 参・外防
 委 田島 麻衣子君（立憲） 問６ 更問
 文書５１ 令和４年６月１６日（木） 大臣 英エコノミスト 想定 問
 ２
 文書５２ 令和４年６月２９日（水） 報道官 NPR 想定 問４
 文書５３ 令和４年６月２９日（水） 報道官 NPR 想定 問５
 文書５４ 令和４年８月１０日（水） 幹事社問
 文書５５ 令和４年８月１０日（水） 記者実問
 文書５６ 令和４年８月２９日（月） 防衛記者会共同インタビュー 問
 （産経新聞①）
 文書５７ 令和４年８月２９日（月） 防衛記者会共同インタビュー 問
 （日本テレビ①）
 文書５８ 令和４年９月２日（金） 報道等関連想定
 文書５９ 令和４年９月６日（火） 大臣 日経新聞 想定 問１
 文書６０ 令和４年９月９日（金曜日） 記者実問
 文書６１ 令和４年９月２２日（木曜日） 報道等関連想定
 文書６２ 令和４年９月２６日（月曜日） 報道等関連想定
 文書６３ 令和４年９月３０日（金曜日） 記者実問
 文書６４ 令和４年１０月３日（月曜日） 記者実問
 文書６５ （対総理）１０月５日 衆・本会議 上川 陽子君 問１９
 文書６６ （対総理）１０月７日 参・本会議 牧野 たかお君 問１０
 文書６７ 令和４年１０月１４日（金曜日） 幹事社問
 文書６８ 令和４年１０月１４日（金曜日） 記者実問
 文書６９ （大臣用）令和４年１０月１７日（月） 衆・予算委 小林鷹
 之君（自民） 問
 文書７０ 令和４年１０月１８日（火曜日） 記者実問
 文書７１ 令和４年１０月２１日（金曜日） 幹事社質問
 文書７２ 令和４年１０月２１日（金曜日） 記者実問
 文書７３ 令和４年１０月２１日（金） 報道等関連想定

文書 7 4 (対総理) 1 0 月 2 4 日 衆・予算委 守島 正君 問 4
 文書 7 5 (大臣用) 令和 4 年 1 0 月 2 4 日 (月) 衆・予算委 守島
 正君(維新) 問
 文書 7 6 (大臣用) 令和 4 年 1 1 月 1 0 日 (木) 参・外防委 山添
 拓君(共産) 問 6
 文書 7 7 令和 4 年 1 1 月 1 1 日 (金) 報道等関連想定
 文書 7 8 (政府参考人用) 令和 4 年 1 1 月 1 4 日 (月) 参・行政監視
 委 水野 素子君(立憲) 問 2
 文書 7 9 (大臣用) 令和 4 年 1 1 月 1 5 日 (火) 参・外防委 羽田
 次郎 君(立憲) 問 3
 文書 8 0 (大臣用) 令和 4 年 1 1 月 1 5 日 (火) 参・外防委 小西
 洋之君(立憲) 問 8
 文書 8 1 (大臣用) 令和 4 年 1 1 月 1 5 日 (火) 参・外防委 小西
 洋之君(立憲) 問 1 3
 文書 8 2 (大臣用) 令和 4 年 1 1 月 2 2 日 (火) 参・外防委 小西
 洋之君(立憲) 問 2
 文書 8 3 (大臣用) 令和 4 年 1 1 月 2 2 日 (火) 参・外防委 小西
 洋之君(立憲) 問 9
 文書 8 4 令和 4 年 1 1 月 1 8 日 (金曜日) 幹事社問
 文書 8 5 令和 4 年 1 1 月 2 2 日 (火曜日) 報道等関連想定
 文書 8 6 (大臣用) 令和 4 年 1 2 月 1 日 (木) 参・予算委 田村 智
 子君(共産) 問 4
 文書 8 7 (対総理) 1 2 月 2 日 参・予算委(締総) 福島 みずほ君
 問 2
 文書 8 8 (大臣用) 令和 4 年 1 2 月 2 日 (金) 参・予算委(締総)
 福島 みずほ君(立憲) 問 1
 文書 8 9 (大臣用) 令和 4 年 1 2 月 6 日 (火) 参・外防委 小西 洋
 之君(立憲) 問 1
 文書 9 0 (大臣用) 令和 4 年 1 2 月 6 日 (火) 参・外防委 小西 洋
 之君(立憲) 問 1 6
 文書 9 1 (大臣用) 令和 4 年 1 2 月 6 日 (火) 参・外防委 小西 洋
 之君(立憲) 問 1 8
 文書 9 2 (大臣用) 令和 4 年 1 2 月 6 日 (火) 参・外防委 山添 拓
 君(共産) 問 3
 文書 9 3 令和 4 年 1 2 月 6 日 (火曜日) 記者実問
 文書 9 4 令和 4 年 1 2 月 6 日 (火曜日) 報道等関連想定
 文書 9 5 (大臣用) 令和 4 年 1 2 月 8 日 (木) 衆・安保委 長島 昭
 久 君(自民) 問 1

文書 9 6 (大臣用) 令和 4 年 1 2 月 8 日 (木) 衆・安保委 渡辺 周君 (立憲) 問 6

文書 9 7 (政府参考人用) 令和 4 年 1 2 月 8 日 (木) 衆・安保委 渡辺 周君 (立憲) 問 1 5

文書 9 8 令和 4 年 1 2 月 9 日 (金曜日) 記者実問

文書 9 9 令和 4 年 1 2 月 1 3 日 (火曜日) 幹事社問

文書 1 0 0 令和 4 年 1 2 月 1 6 日 (金曜日) 報道等関連想定

文書 1 0 1 令和 4 年 1 2 月 1 6 日 (金曜日) 念のため想定

文書 1 0 2 参議院議員小西洋之君提出反撃能力に関する質問に対する答弁書 (一問一答)

文書 1 0 3 参議院議員小西洋之君提出反撃能力に関する質問に対する答弁書

文書 1 0 4 参議院議員小西洋之君提出反撃能力に関する質問に対する答弁書 (説明要旨)

文書 1 0 5 参 8 2 参議院議員小西洋之君提出 反撃能力に関する質問に対する答弁書 参考資料集

文書 1 0 6 防衛計画の大綱 中期防衛力整備計画 (防衛省) 1

文書 1 0 7 国家安全保障戦略等の改定の必要性について

文書 1 0 8 我が国の国家安全保障政策に関する体系

文書 1 0 9 我が国の防衛政策 (防衛省)

文書 1 1 0 防衛計画の大綱 中期防衛力整備計画 (防衛省) 2

文書 1 1 1 いわゆる「敵基地攻撃」について (令和 3 年 1 2 月 防衛省) 1

文書 1 1 2 総理所信表明演説 (抜粋) 等

文書 1 1 3 いわゆる「敵基地攻撃」について (令和 3 年 1 2 月 防衛省) 2

文書 1 1 4 我が国の防衛政策 (令和 4 年 5 月 防衛省)

文書 1 1 5 国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画について (令和 4 年 4 月 内閣官房 防衛省) 1

文書 1 1 6 平成 3 1 年度以降に係る防衛計画の大綱について (平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日 国家安全保障会議決定 閣議決定)

文書 1 1 7 防衛計画の大綱 中期防衛力整備計画 (防衛省) 3

文書 1 1 8 我が国の防衛政策 (令和 4 年 7 月 防衛省)

文書 1 1 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換の実施

文書 1 2 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する意見交換

文書 1 2 1 令和 5 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について (令和 4 年 7 月 2 9 日 閣議了解)

- 文書 1 2 2 新たな国家安全保障戦略等の策定（令和 4 年 8 月 2 6 日 防衛省）
- 文書 1 2 3 新たな国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画の策定
- 文書 1 2 4 我が国の防衛政策（令和 4 年 9 月 防衛省）
- 文書 1 2 5 説明資料（令和 4 年 1 0 月 防衛省）
- 文書 1 2 6 我が国の防衛政策（令和 4 年 1 0 月 防衛省）
- 文書 1 2 7 岸田総理 所信表明演説（令和 4 年 1 0 月 3 日）（抜粋）
- 文書 1 2 8 説明資料
- 文書 1 2 9 国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画の位置づけについて（令和 3 年 1 2 月 内閣官房 防衛省）
- 文書 1 3 0 国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画について（令和 4 年 1 月 内閣官房 防衛省）
- 文書 1 3 1 国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画の意義と位置づけについて（令和 4 年 2 月 内閣官房 防衛省）
- 文書 1 3 2 【参考】大綱「別表」の推移
- 文書 1 3 3 宇宙・サイバー・電磁波に関する取組の状況（令和 4 年 2 月 防衛省）
- 文書 1 3 4 日米同盟の強化及び「自由で開かれたインド太平洋」のさらなる推進について（令和 4 年 3 月 防衛省）
- 文書 1 3 5 地域コミュニティとの連携（令和 4 年 3 月 地方協力局）
- 文書 1 3 6 我が国の防衛政策（令和 4 年 3 月 2 8 日 防衛省）
- 文書 1 3 7 防衛力の抜本的強化に向けて 1
- 文書 1 3 8 自民党安全保障調査会勉強会【発表要旨】（4. 4. 5 統合幕僚監部）
- 文書 1 3 9 自民党安全保障調査会勉強会【発表要旨】（4. 4. 5 陸上幕僚監部）
- 文書 1 4 0 自民党安全保障調査会勉強会【発表要旨】（4. 4. 5 海上幕僚監部）
- 文書 1 4 1 自民党安全保障調査会勉強会【発表要旨】（4. 4. 5 航空幕僚監部）
- 文書 1 4 2 防衛政策・防衛力のあり方等について～自衛隊の運用上の課題～（4. 4. 5 防衛省）
- 文書 1 4 3 防衛関係費について（令和 4 年 4 月 防衛省）
- 文書 1 4 4 気候変動と安全保障（令和 4 年 4 月 地方協力局）
- 文書 1 4 5 国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画について（令和 4 年 4 月 内閣官房 防衛省） 2
- 文書 1 4 6 我が国の防衛政策（令和 4 年 4 月 防衛省）

- 文書 1 4 7 防衛力の抜本的強化に向けて 2
- 文書 1 4 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に向けた提言（令和 4 年 4 月 2 6 日 自由民主党）
- 文書 1 4 9 我が国をめぐる安全保障環境と国際情勢（令和 4 年 8 月 2 5 日 防衛省）
- 文書 1 5 0 ミサイル脅威への対応（2 0 2 2 年 9 月 7 日 防衛省）
- 文書 1 5 1 宇宙・サイバー・電磁波と領域横断作戦（2 0 2 2 年 9 月 1 4 日 防衛省）
- 文書 1 5 2 防衛生産・技術基盤の維持・強化について（令和 4 年 9 月 防衛装備庁）
- 文書 1 5 3 弾薬及び装備品の維持整備等について（2 0 2 2 年 9 月 2 1 日 防衛省）
- 文書 1 5 4 説明資料（2 0 2 2 年 9 月 2 8 日 防衛省）
- 文書 1 5 5 韓国・台湾における邦人保護（令和 4 年 9 月 2 8 日 外務省領事局）
- 文書 1 5 6 国民保護に関する取組（令和 4 年 9 月 2 8 日 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）
- 文書 1 5 7 防衛省・自衛隊の人的基盤強化に係る施策（令和 4 年 1 0 月 防衛省）
- 文書 1 5 8 我が国の防衛予算（令和 4 年 1 0 月 防衛省）
- 文書 1 5 9 国家安全保障戦略等の改定に関する提言書（令和 4 年 1 2 月 7 日 日本維新の会）
- 文書 1 6 0 国民民主党の安全保障政策 2 0 2 2（令和 4 年 1 2 月 9 日）
- 文書 1 6 1 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 回）の開催について
- 文書 1 6 2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 回） 資料 1（情勢認識表（NSS））
- 文書 1 6 3 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 回） 資料 2（国際情勢（外務省））
- 文書 1 6 4 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 回） 資料 3（日豪・日印（外務省））
- 文書 1 6 5 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 回） 資料 4（国際情勢（防衛省））
- 文書 1 6 6 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 2 回）の開催について
- 文書 1 6 7 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 2 回） 資料（NSS）

- 文書 1 6 8 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回）の開催について
- 文書 1 6 9 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 1－0
- 文書 1 7 0 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 1－1
- 文書 1 7 1 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 1－2
- 文書 1 7 2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 1－3
- 文書 1 7 3 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 1－4
- 文書 1 7 4 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 1－5
- 文書 1 7 5 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 1－6
- 文書 1 7 6 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 2－0
- 文書 1 7 7 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 2－1
- 文書 1 7 8 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 2－2
- 文書 1 7 9 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 2－3
- 文書 1 8 0 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 2－4
- 文書 1 8 1 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 2－5
- 文書 1 8 2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 2－6
- 文書 1 8 3 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 2－7
- 文書 1 8 4 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 3（継戦能力・抗たん性（防衛省））
- 文書 1 8 5 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 4 回）の開催について
- 文書 1 8 6 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 4 回） 資料 1－1（NSS）

- 文書187 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第4回） 資料1-2（NISC）
- 文書188 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第4回） 資料2-1
- 文書189 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第4回） 資料2-2
- 文書190 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第4回） 用語の定義
- 文書191 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第5回）の開催について
- 文書192 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第5回） 資料1-0
- 文書193 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第5回） 資料1-1
- 文書194 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第5回） 資料1-2
- 文書195 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第5回） 資料1-3
- 文書196 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第5回） 資料1-4
- 文書197 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第5回） 資料1-5
- 文書198 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第5回） 資料1-6
- 文書199 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第5回） 資料1-7
- 文書200 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第5回） 資料2（事態室）
- 文書201 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第5回） 資料3-1（防衛省）
- 文書202 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第5回） 資料3-2（防衛省）
- 文書203 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第6回）の開催について
- 文書204 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第6回） 資料1（防衛省）
- 文書205 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第6回） 資料2（NSS）

- 文書 2 0 6 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 6 回） 席上回収資料 1
- 文書 2 0 7 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 6 回） 席上回収資料 2
- 文書 2 0 8 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 7 回）の開催について
- 文書 2 0 9 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 7 回） 資料 1
- 文書 2 1 0 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 7 回） 資料 2－1（防衛省）
- 文書 2 1 1 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 7 回） 資料 2－2（席上回収資料）（防衛省）
- 文書 2 1 2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 7 回） 資料 2－3
- 文書 2 1 3 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 8 回）の開催について
- 文書 2 1 4 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 8 回） 資料 1－1
- 文書 2 1 5 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 8 回） 資料 1－2
- 文書 2 1 6 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 8 回） 資料 2－1（防衛省）
- 文書 2 1 7 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 8 回） 資料 2－2（防衛省）
- 文書 2 1 8 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 8 回） 席上回収資料（防衛省）
- 文書 2 1 9 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 9 回）の開催について
- 文書 2 2 0 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 9 回） 資料 2（防衛省）（席上回収資料）
- 文書 2 2 1 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 9 回） 資料 4（NSS、防衛省）（席上回収資料）
- 文書 2 2 2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 9 回） 資料 5（防衛省）（席上回収資料）
- 文書 2 2 3 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 0 回）の開催について
- 文書 2 2 4 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 1 回）の開催について

- 文書 2 2 5 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 2 回）の開催について
- 文書 2 2 6 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 2 回） 資料 3（防衛省）（席上回収資料）
- 文書 2 2 7 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 3 回）の開催について
- 文書 2 2 8 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 3 回） 資料 2（防衛省）（席上回収資料）
- 文書 2 2 9 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 3 回） 資料 4（防衛省）（席上回収資料）
- 文書 2 3 0 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 4 回）の開催について
- 文書 2 3 1 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 4 回） 資料 2（防衛省）（席上回収資料）
- 文書 2 3 2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 4 回） 資料 4（防衛省）（席上回収資料）
- 文書 2 3 3 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 5 回）の開催について
- 文書 2 3 4 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 5 回） 資料 2（防衛省）（席上回収資料）
- 文書 2 3 5 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議の開催について（令和 4 年 1 2 月 5 日）
- 文書 2 3 6 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議 資料 1（NS S）（令和 4 年 1 2 月 5 日）
- 文書 2 3 7 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議 資料 3（防衛省）（令和 4 年 1 2 月 5 日）
- 文書 2 3 8 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議 資料 4（防衛省）（令和 4 年 1 2 月 5 日）
- 文書 2 3 9 公明党 外交安全保障調査会の開催について（令和 4 年 1 2 月 8 日）
- 文書 2 4 0 公明党 外交安全保障調査会 資料 2（防衛省）（令和 4 年 1 2 月 8 日）
- 文書 2 4 1 公明党 外交安全保障調査会の開催について（令和 4 年 1 2 月 9 日）
- 文書 2 4 2 公明党 外交安全保障調査会 資料 2（防衛省）（令和 4 年 1 2 月 9 日）
- 文書 2 4 3 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議の開催について（令和 4 年 1 2 月 9 日）

文書 2 4 4 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議 資料 1（防衛省）（令和 4 年 1 2 月 9 日）

文書 2 4 5 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議の開催について（令和 4 年 1 2 月 1 3 日）

文書 2 4 6 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議 資料 2（防衛省）（令和 4 年 1 2 月 1 3 日）

文書 2 4 7 自民党 政調審議会の開催について（令和 4 年 1 2 月 1 6 日）

文書 2 4 8 自民党 総務会の開催について（令和 4 年 1 2 月 1 6 日）

文書 2 4 9 自民党 与党政策責任者会議の開催について（令和 4 年 1 2 月 1 6 日）

文書 2 5 0 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者会議 資料 1（NSS）（令和 4 年 1 2 月 1 6 日）

文書 2 5 1 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者会議 資料 3－1（防衛省）（令和 4 年 1 2 月 1 6 日）

文書 2 5 2 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者会議 資料 3－2（防衛省）（令和 4 年 1 2 月 1 6 日）

文書 2 5 3 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者会議 資料 3－3（防衛省）（令和 4 年 1 2 月 1 6 日）

文書 2 5 4 防衛力強化加速会議の設置について（通達）（防衛省（防衛力強化加速会議）第 3 4 4 号。令和 3 年 1 1 月 1 2 日）

文書 2 5 5 起案用紙（防衛力強化加速会議の設置について）

文書 2 5 6 （案）防衛力強化加速会議の設置について（通達）

文書 2 5 7 参考資料（防衛大臣への総理大臣指示）

文書 2 5 8 「第 1 回防衛力強化加速会議」の開催について

文書 2 5 9 第 1 回防衛力強化加速会議 配席図

文書 2 6 0 第 1 回「防衛力強化加速会議」 議事

文書 2 6 1 第 1 回会議 資料 1 防衛大臣への総理大臣指示

文書 2 6 2 第 1 回会議 資料 2 防衛力強化加速会議の設置について（通達）

文書 2 6 3 第 1 回会議 資料 3 検討項目（案）

文書 2 6 4 第 1 回防衛力強化加速会議 議事録

文書 2 6 5 「第 2 回防衛力強化加速会議」の開催について

文書 2 6 6 第 2 回防衛力強化加速会議 配席図

文書 2 6 7 第 2 回「防衛力強化加速会議」 議事

文書 2 6 8 第 2 回会議 資料 令和 3 年度補正予算の概要

文書 2 6 9 第 2 回防衛力強化加速会議 議事録

文書 2 7 0 「第 3 回防衛力強化加速会議」の開催について

文書 2 7 1 第 3 回防衛力強化加速会議 配席図

文書 2 7 2	第 3 回「防衛力強化加速会議」 議事
文書 2 7 3	第 3 回会議 資料 1 変容する安全保障環境
文書 2 7 4	第 3 回会議 資料 2
文書 2 7 5	第 3 回防衛力強化加速会議 議事録
文書 2 7 6	「第 4 回防衛力強化加速会議」の開催について
文書 2 7 7	第 4 回防衛力強化加速会議 配席図
文書 2 7 8	第 4 回「防衛力強化加速会議」 議事
文書 2 7 9	第 4 回会議 資料 1 令和 4 年度予算の概要
文書 2 8 0	第 4 回会議 資料 2 変容する安全保障環境
文書 2 8 1	会議資料（第 4 回防衛力強化加速会議 議事録）
文書 2 8 2	「第 5 回防衛力強化加速会議」の開催について
文書 2 8 3	第 5 回防衛力強化加速会議 配席図
文書 2 8 4	第 5 回「防衛力強化加速会議」 議事
文書 2 8 5	第 5 回会議 資料 1 現状と課題
文書 2 8 6	第 5 回会議 資料 2
文書 2 8 7	会議資料（第 5 回防衛力強化加速会議 議事録）
文書 2 8 8	「第 6 回防衛力強化加速会議」の開催について
文書 2 8 9	第 6 回防衛力強化加速会議 配席図
文書 2 9 0	第 6 回「防衛力強化加速会議」 議事
文書 2 9 1	第 6 回会議 資料 1 我が国の防衛政策
文書 2 9 2	第 6 回会議 資料 2 防衛力の抜本的強化に向けて
文書 2 9 3	第 6 回会議 資料 3
文書 2 9 4	第 6 回会議 資料 4
文書 2 9 5	第 6 回会議 資料 5 防衛関係費について
文書 2 9 6	第 6 回会議 資料 6 気候変動と安全保障
文書 2 9 7	会議資料（第 6 回防衛力強化加速会議 議事録）
文書 2 9 8	「第 7 回防衛力強化加速会議」の開催について
文書 2 9 9	第 7 回防衛力強化加速会議 配席図
文書 3 0 0	第 7 回「防衛力強化加速会議」 議事
文書 3 0 1	第 7 回会議 資料 主な議論の項目
文書 3 0 2	会議資料（第 7 回防衛力強化加速会議 議事録）
文書 3 0 3	「第 8 回防衛力強化加速会議」の開催について
文書 3 0 4	第 8 回防衛力強化加速会議 配席図
文書 3 0 5	第 8 回「防衛力強化加速会議」 議事
文書 3 0 6	第 8 回会議 資料 1 新たな防衛力の検討
文書 3 0 7	第 8 回会議 資料 2 衛生機能の強化
文書 3 0 8	第 8 回会議 資料 3
文書 3 0 9	第 8 回会議 資料 4

文書 3 1 0 会議資料（第 8 回防衛力強化加速会議 議事録）
 文書 3 1 1 「第 9 回防衛力強化加速会議」の開催について
 文書 3 1 2 第 9 回防衛力強化加速会議 配席図
 文書 3 1 3 第 9 回「防衛力強化加速会議」 議事
 文書 3 1 4 第 9 回会議 資料 1 新たな防衛力の検討
 文書 3 1 5 第 9 回会議 資料 2
 文書 3 1 6 会議資料（第 9 回防衛力強化加速会議 議事録）
 文書 3 1 7 「第 1 0 回防衛力強化加速会議」の開催について
 文書 3 1 8 第 1 0 回防衛力強化加速会議 配席図
 文書 3 1 9 第 1 0 回「防衛力強化加速会議」 議事
 文書 3 2 0 第 1 0 回会議 資料 1 防衛生産・技術基盤の維持・強化に
 ついて
 文書 3 2 1 第 1 0 回会議 資料 2
 文書 3 2 2 第 1 0 回会議 資料 3 防衛生産・技術基盤の維持・強化に
 ついて
 文書 3 2 3 第 1 0 回会議 資料 4 参考資料
 文書 3 2 4 第 1 0 回会議 資料 5
 文書 3 2 5 会議資料（第 1 0 回防衛力強化加速会議 議事録）
 文書 3 2 6 「第 1 1 回防衛力強化加速会議」の開催について
 文書 3 2 7 第 1 1 回防衛力強化加速会議 配席図
 文書 3 2 8 第 1 1 回「防衛力強化加速会議」 議事
 文書 3 2 9 第 1 1 回会議 資料 1 新たな防衛力の検討
 文書 3 3 0 第 1 1 回会議 資料 2 同盟国・同志国等との協力・連携
 文書 3 3 1 会議資料（第 1 1 回防衛力強化加速会議 議事録）
 文書 3 3 2 「第 1 2 回防衛力強化加速会議」の開催について
 文書 3 3 3 第 1 2 回防衛力強化加速会議 配席図
 文書 3 3 4 第 1 2 回「防衛力強化加速会議」 議事
 文書 3 3 5 第 1 2 回会議 資料 主な議論の項目
 文書 3 3 6 会議資料（第 1 2 回防衛力強化加速会議 議事録）
 文書 3 3 7 「第 1 3 回防衛力強化加速会議」の開催について
 文書 3 3 8 第 1 3 回防衛力強化加速会議 配席図
 文書 3 3 9 第 1 3 回「防衛力強化加速会議」 議事
 文書 3 4 0 第 1 3 回会議 資料 1 令和 5 年度予算の概算要求に当たっ
 ての基本的な方針について
 文書 3 4 1 第 1 3 回会議 資料 2 令和 5 年度 概算要求の方針につい
 て
 文書 3 4 2 第 1 3 回防衛力強化加速会議 議事録
 文書 3 4 3 「第 1 4 回防衛力強化加速会議」の開催について

文書 3 4 4 第 1 4 回防衛力強化加速会議 配席図
 文書 3 4 5 第 1 4 回「防衛力強化加速会議」 議事
 文書 3 4 6 第 1 4 回会議 資料 1 我が国の防衛と予算 令和 5 年度概
 算要求の概要
 文書 3 4 7 第 1 4 回会議 資料 2 我が国の防衛と予算 令和 5 年度概
 算要求の概要
 文書 3 4 8 第 1 4 回防衛力強化加速会議 議事録
 文書 3 4 9 「第 1 5 回防衛力強化加速会議」の開催について
 文書 3 5 0 第 1 5 回防衛力強化加速会議 配席図
 文書 3 5 1 第 1 5 回「防衛力強化加速会議」 議事
 文書 3 5 2 第 1 5 回会議 資料 2 国家防衛戦略について
 文書 3 5 3 第 1 5 回防衛力強化加速会議 議事録
 文書 3 5 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交
 換（第 1 回） 議事次第
 文書 3 5 5 本意見交換に係る情報保全等について
 文書 3 5 6 第 1 回 資料 1
 文書 3 5 7 第 1 回 資料 2
 文書 3 5 8 第 1 回 意見交換のポイント
 文書 3 5 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交
 換（第 2 回） 議事次第
 文書 3 6 0 第 2 回 資料 1
 文書 3 6 1 第 2 回 資料 2
 文書 3 6 2 第 2 回 意見交換のポイント
 文書 3 6 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交
 換（第 3 回） 議事次第
 文書 3 6 4 第 3 回 資料 1
 文書 3 6 5 第 3 回 資料 2
 文書 3 6 6 第 3 回 資料 3
 文書 3 6 7 第 3 回 資料 4
 文書 3 6 8 第 3 回 意見交換のポイント
 文書 3 6 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交
 換（第 4 回） 議事次第
 文書 3 7 0 第 4 回 資料 1
 文書 3 7 1 第 4 回 資料 2
 文書 3 7 2 第 4 回 資料 3
 文書 3 7 3 第 4 回 意見交換のポイント
 文書 3 7 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交
 換（第 5 回） 議事次第

文書 375 第5回 資料1
文書 376 第5回 資料2
文書 377 第5回 意見交換のポイント
文書 378 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） 議事次第
文書 379 第6回 資料1
文書 380 第6回 資料2
文書 381 第6回 意見交換のポイント
文書 382 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 議事次第
文書 383 第7回 資料1
文書 384 第7回 資料2
文書 385 第7回 資料3
文書 386 第7回 資料4
文書 387 第7回 意見交換のポイント
文書 388 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 議事次第
文書 389 第8回 資料1
文書 390 第8回 資料2
文書 391 第8回 資料3
文書 392 第8回 資料4
文書 393 第8回 意見交換のポイント
文書 394 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 議事次第
文書 395 第9回 資料1
文書 396 第9回 資料2
文書 397 第9回 資料3
文書 398 第9回 資料4
文書 399 第9回 意見交換のポイント
文書 400 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第10回） 議事次第
文書 401 第10回 資料1
文書 402 第10回 資料2
文書 403 第10回 資料3
文書 404 第10回 意見交換のポイント
文書 405 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第11回） 議事次第
文書 406 第11回 資料1

文書４０７ 第１１回 資料２
文書４０８ 第１１回 意見交換のポイント
文書４０９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 議事次第
文書４１０ 第１２回 資料１
文書４１１ 第１２回 資料２
文書４１２ 第１２回 意見交換のポイント
文書４１３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 議事次第
文書４１４ 第１３回 資料１
文書４１５ 第１３回 資料２
文書４１６ 第１３回 資料３
文書４１７ 第１３回 意見交換のポイント
文書４１８ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 議事次第
文書４１９ 第１４回 資料１
文書４２０ 第１４回 資料２
文書４２１ 第１４回 意見交換のポイント
文書４２２ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回） 議事次第
文書４２３ 第１５回 資料
文書４２４ 第１５回 意見交換のポイント
文書４２５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） 議事次第
文書４２６ 第１６回 資料１
文書４２７ 第１６回 資料２
文書４２８ 第１６回 資料３
文書４２９ 第１６回 意見交換のポイント
文書４３０ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１７回） 議事次第
文書４３１ 第１７回 資料１
文書４３２ 第１７回 資料２
文書４３３ 第１７回 資料３
文書４３４ 第１７回 意見交換のポイント
文書４３５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（議論の要旨）
文書４３６ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議の開催について

- 文書 4 3 7 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 1 回）
資料 1
- 文書 4 3 8 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 1 回）
資料 2
- 文書 4 3 9 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 1 回）
資料 3
- 文書 4 4 0 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 1 回）
資料 4
- 文書 4 4 1 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 1 回）
議事要旨
- 文書 4 4 2 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 1 回）
議事録
- 文書 4 4 3 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 2 回）
資料 1
- 文書 4 4 4 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 2 回）
資料 2
- 文書 4 4 5 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 2 回）
資料 3
- 文書 4 4 6 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 2 回）
資料 4
- 文書 4 4 7 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 2 回）
補足資料
- 文書 4 4 8 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 2 回）
議事要旨
- 文書 4 4 9 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 2 回）
議事録
- 文書 4 5 0 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 3 回）
資料 1
- 文書 4 5 1 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 3 回）
資料 2
- 文書 4 5 2 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 3 回）
資料 3
- 文書 4 5 3 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 3 回）
資料 4
- 文書 4 5 4 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 3 回）
資料 5
- 文書 4 5 5 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 3 回）
議事要旨

- 文書４５６ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第３回）
議事録
- 文書４５７ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第４回）
資料
- 文書４５８ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第４回）
議事要旨
- 文書４５９ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第４回）
議事録
- 文書４６０ 「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」報告書
- 文書４６１ 記者ブリーフ資料 新たな３文書の体系の考え方
- 文書４６２ 記者ブリーフ資料 国家防衛戦略（概要）
- 文書４６３ 記者ブリーフ資料 国家防衛戦略
- 文書４６４ 論説懇資料 新たな３文書の体系の考え方
- 文書４６５ 論説懇資料 国家防衛戦略（概要）
- 文書４６６ 論説懇資料 国家防衛戦略（令和４年１２月１６日 国家安
全保障会議・閣議決定）
- 文書４６７ 外プレブリーフ資料 （O u t l i n e）N a t i o n a l
D e f e n s e S t r a t e g y
- 文書４６８ ブリーフ資料 （O u t l i n e）N a t i o n a l D e
f e n s e S t r a t e g y
- 文書４６９ 国家防衛戦略について（協議） 国家防衛戦略【P】
- 文書４７０ 国家防衛戦略について（協議） 別紙（意見フォーマット）
- 文書４７１ 国家防衛戦略について（協議） 回答 １
- 文書４７２ 国家防衛戦略について（協議） 回答 ２
- 文書４７３ 国家防衛戦略について（協議） 回答 ３
- 文書４７４ 国家防衛戦略について（協議） 回答 ４
- 文書４７５ 国家防衛戦略について（協議） 回答 ５
- 文書４７６ 国家防衛戦略について（協議） 回答 ６
- 文書４７７ 国家防衛戦略について（協議） 回答 ７
- 文書４７８ 国家防衛戦略について（協議） 回答 ８
- 文書４７９ 国家防衛戦略について（協議） 回答 ９
- 文書４８０ 国家防衛戦略について（協議） 回答 １０
- 文書４８１ 国家防衛戦略について（協議） 回答 １１
- 文書４８２ 国家防衛戦略について（協議） 回答 １２
- 文書４８３ 国家防衛戦略について（協議） 回答 １３
- 文書４８４ 国家防衛戦略について（協議） 回答 １４
- 文書４８５ 国家防衛戦略について（協議） 回答 １５
- 文書４８６ 国家防衛戦略について（協議） 回答 １６

- 文書４８７ 国家防衛戦略について（協議） 回答 １７
- 文書４８８ 国家防衛戦略について（協議） 回答 １８
- 文書４８９ 国家防衛戦略について（協議） 回答 １９
- 文書４９０ 国家防衛戦略について（協議） 回答 ２０
- 文書４９１ 国家防衛戦略について（協議） 回答 ２１
- 文書４９２ 国家防衛戦略について（協議） 回答 ２２
- 文書４９３ 国家防衛戦略について（協議） 回答 ２３
- 文書４９４ 国家防衛戦略について（協議） 回答 ２４
- 文書４９５ 国家防衛戦略について【Ｐ】
- 文書４９６ 反撃能力について（２０２２年１２月 防衛省）
- 文書４９７ 起案用紙（国家防衛戦略について）
- 文書４９８ （案）国家防衛戦略について
- 文書４９９ 国家防衛戦略について（令和４年１２月１６日 閣議決定案）
（案）
- 文書５００ （別紙）国家防衛戦略（令和４年１２月）（案）
- 文書５０１ 国家防衛戦略について（防衛省（防）第４９２号。令和４年
１２月１６日）
- 文書５０２ （別紙）国家防衛戦略（令和４年１２月）
- 文書５０３ 国家防衛戦略について（令和４年１２月１６日 閣議決定案）
- 文書５０４ 「国家防衛戦略」概要
- 文書５０５ 国家防衛戦略（概要）
- 文書５０６ 「国家防衛戦略」（令和４年１２月１６日 国家安全保障会
議・閣議決定）
- 文書５０７ N a t i o n a l D e f e n s e S t r a t e g y（英
文）
- 文書５０８ 開示請求された「「国家防衛戦略」に関して行政文書ファイ
ル等に綴られた文書の全て。」に係る行政文書のうち、文書２
ないし文書５０７以外の文書
- 文書５０９ 開示請求された「「国家防衛戦略」に関して行政文書ファイ
ル等に綴られた文書の全て（但し省庁ホームページに掲載され
たものは除く）。」に係る行政文書のうち、文書２ないし文書
５０７以外の文書
- 文書５１０ 開示請求された「「国家防衛戦略」に関して行政文書ファイ
ル等に綴られた文書の全てのうち令和４年１２月以降に綴られ
た文書の全て（但し省庁ホームページに掲載されたものは除
く）。」に係る行政文書のうち、文書８６ないし文書９８、文
書１００ないし文書１０５、文書１５９、文書１６０、文書２
１９ないし文書２５３、文書３４９ないし文書３５３及び文書

4 6 1 ないし文書 5 0 7 以外の文書

文書 5 1 1 開示請求された「「国家防衛戦略」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第 1 1 4 4 9 号（2 0 2 3. 3. 2 8－本本 B 3 3 2 9）で残りの部分とされた全て、及び（2 0 2 3. 3. 2 8－本本 B 3 3 2 9）の後に綴られた文書の全て（但し省庁ホームページに掲載されたものは除く）。」に係る行政文書のうち、文書 8 6 ないし文書 9 7、文書 1 0 0 ないし文書 1 0 5、文書 1 5 9、文書 1 6 0、文書 2 1 9 ないし文書 2 5 3、文書 3 4 9 ないし文書 3 5 3 及び文書 4 6 1 ないし文書 5 0 7 以外の文書

3 各開示請求の対象として特定された本件対象文書

（1）本件請求文書 1 の対象として特定された文書

ア 原処分 1

文書 1

イ 原処分 5

文書 2 ないし文書 5 0 8

（2）本件請求文書 2 の対象として特定された文書

ア 原処分 2

文書 1

イ 原処分 6

文書 2 ないし文書 5 0 7 及び文書 5 0 9

（3）本件請求文書 3 の対象として特定された文書

ア 原処分 3

文書 9 9

イ 原処分 7

文書 8 6 ないし文書 9 8、文書 1 0 0 ないし文書 1 0 5、文書 1 5 9、文書 1 6 0、文書 2 1 9 ないし文書 2 5 3、文書 3 4 9 ないし文書 3 5 3、文書 4 6 1 ないし文書 5 0 7 及び文書 5 1 0

（4）本件請求文書 4 の対象として特定された文書

ア 原処分 4

文書 9 8

イ 原処分 8

文書 8 6 ないし文書 9 7、文書 1 0 0 ないし文書 1 0 5、文書 1 5 9、文書 1 6 0、文書 2 1 9 ないし文書 2 5 3、文書 3 4 9 ないし文書 3 5 3、文書 4 6 1 ないし文書 5 0 7 及び文書 5 1 1

別表 1 (原処分で不開示とした部分及び不開示とした理由)

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1 3	5 枚目の一部	携帯電話番号については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、役所電話番号については、これを公にすることにより、いたずらや偽計等を使用され、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 1 8	4 枚目の一部	
	文書 1 9	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 0	5 枚目の一部	
	文書 2 1		
	文書 2 8	3 枚目の一部	
	文書 3 1	4 枚目の一部	
	文書 4 4	5 枚目の一部	
	文書 4 7	4 枚目の一部	
	文書 6 5	3 枚目の一部	
	文書 6 6	3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 7 4	4 枚目の一部	
	文書 8 7		
2	文書 2 1	1 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部（5 枚目の電話番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 2 3	1 枚目の一部	
	文書 3 1	1 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部（4 枚目の電話番号を除く。）	
	文書 3 2	1 枚目の一部	
	文書 4 0		
	文書 4 6		
	文書 4 7	1 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部（4 枚目の電話番号を除く。）	
	文書 4 8	1 枚目の一部	

	文書 6 9	1 枚目の一部	
	文書 7 4	1 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部（4 枚目の電話番号を除く。）	
	文書 7 5	1 枚目の一部	
	文書 7 9		
	文書 8 9		
	文書 9 0		
	文書 9 5		
	文書 9 7		
3	文書 1 5 7	3 0 枚目から 3 2 枚目までのそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 2 0 2	2 0 枚目から 2 2 枚目までのそれぞれ一部	
4	文書 1 6 1	1 枚目の一部	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 2 号イ及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 1 6 6		
	文書 1 6 8		
	文書 1 8 5		
	文書 1 9 1		
	文書 2 0 3		
	文書 2 0 8		
	文書 2 1 3		
	文書 2 1 9		
	文書 2 2 3		
	文書 2 2 4		
	文書 2 2 5		
	文書 2 2 7		
	文書 2 3 0		
	文書 2 3 3		
	文書 2 3 5		
	文書 2 3 9		
	文書 2 4 3		
	文書 2 4 5		

	文書 2 4 7		
	文書 2 4 8		
	文書 2 4 9		
5	文書 2 0 5	2 枚目及び 5 枚目から 1 0 枚目までのそれぞれ内容の全て	政府部内における検討に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、国の安全が害されるおそれがあるとともに、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、さらに国の機関が行う行政事務に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 3 号、5 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 2 1 8	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 2 2 1	1 枚目の内容の全て	
	文書 2 2 2	1 枚目の一部	
6	文書 2 0 6	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ内容の全て	政府部内における検討に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、さらに国の機関が行う行政事務に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 3 号、5 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 2 0 7	1 枚目の内容の全て	
	文書 2 1 1	1 枚目から 1 4 枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 2 1 7	1 枚目の一部	
		2 枚目から 6 枚目まで及び 8 枚目から 1 6 枚目までのそれぞれ内容の全て	
		7 枚目の全て	
	文書 2 2 0	1 枚目の一部	
		2 枚目から 1 3 枚目まで、1 5 枚目及び 1 6 枚目のそれぞれ内容の全て	
		1 4 枚目の全て	
	文書 2 2 9	1 枚目の一部	
	文書 2 3 2	1 枚目の一部	

		2 枚目から 1 6 枚目 までのそれぞれ内容 の全て	
	文書 2 3 7	1 枚目の一部	
		2 枚目から 1 3 枚目 まで及び 1 5 枚目の それぞれ内容の全て	
		1 4 枚目の全て	
	文書 2 3 8	1 枚目の内容の全て	
7	文書 2 2 6	1 枚目の一部	政府部内における検討に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、さらに国の機関が行う行政事務に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 3 号、5 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 2 2 8	2 枚目から 1 6 枚目 までのそれぞれ内容 の全て	
	文書 2 3 1	1 枚目から 3 2 枚目 までのそれぞれ一部	
	文書 2 3 4		
	文書 2 4 0	1 枚目の一部	
	文書 2 4 2	2 枚目から 1 6 枚目 までのそれぞれ内容 の全て	
	文書 2 4 4		
	文書 2 4 6	1 枚目から 3 2 枚目 までのそれぞれ一部	
	文書 4 6 9		
8	文書 2 1 6	2 枚目から 8 枚目ま でのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊における防衛力整備に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の防衛構想等が推察され、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に

			関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法５条３号及び５号に該当するため不開示とした。
9	文書２６３	１枚目の一部	防衛省・自衛隊における審議、検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、我が国の安全保障上の関心事項等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれがあることから、法５条３号及び５号に該当するため不開示とした。
	文書２７３	１枚目の一部	
		２枚目から１２枚目までのそれぞれ全て	
	文書２７４	１枚目の一部	
		２枚目から１５枚目までのそれぞれ全て	
	文書２８０	１枚目の一部	
		２枚目から４４枚目までのそれぞれ全て	
	文書２８５	２枚目から３０枚目までのそれぞれ全て	
	文書２８６	全て	
	文書２９１	２枚目から６９枚目までのそれぞれ全て	
	文書２９２	１枚目の一部	
		２枚目から１２枚目までのそれぞれ全て	
	文書２９３	１枚目から４枚目までのそれぞれ一部	
	文書２９４	全て	
	文書２９５	２枚目から１６枚目までのそれぞれ全て	
	文書２９６	２枚目から８枚目まで及び１０枚目から１６枚目までのそれぞれ全て	
	文書３０１	１枚目の一部	

	文書 3 0 6	1 枚目の一部
		2 枚目から 1 2 枚目 までのそれぞれ全て
	文書 3 0 7	2 枚目から 8 枚目ま でのそれぞれ全て
	文書 3 0 8	全て
	文書 3 0 9	
	文書 3 1 4	1 枚目の一部
		3 枚目から 6 枚目ま で、8 枚目から 1 4 枚目まで及び 1 6 枚 目から 2 0 枚目まで のそれぞれ全て
	文書 3 1 5	1 枚目の一部
		2 枚目から 8 枚目ま でのそれぞれ内容の 全て
	文書 3 2 0	1 枚目の一部
		2 枚目から 5 枚目ま でのそれぞれ全て
	文書 3 2 1	全て
	文書 3 2 2	1 枚目の一部
		2 枚目から 1 6 枚目 までのそれぞれ全て
	文書 3 2 3	2 枚目から 1 7 枚目 までのそれぞれ全て
	文書 3 2 4	全て
	文書 3 2 9	1 枚目の一部
		2 枚目から 8 枚目ま でのそれぞれ全て
	文書 3 3 0	2 枚目から 9 枚目ま でのそれぞれ全て
	文書 3 3 5	1 枚目の一部
文書 3 4 1		
文書 3 5 3	2 枚目から 5 枚目ま で及び 7 枚目から 9 枚目までのそれぞれ	

		一部	
		6枚目の内容の全て	
10	文書264	2枚目から6枚目までのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊における審議、検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、我が国の安全保障上の関心事項等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号及び5号に該当するため不開示とした。
	文書275	2枚目、4枚目、5枚目、7枚目及び8枚目のそれぞれ一部	
		3枚目及び6枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書281	3枚目から10枚目までのそれぞれ一部	
	文書287	3枚目、4枚目、6枚目から15枚目まで及び17枚目のそれぞれ一部	
		5枚目及び16枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書297	3枚目、5枚目、6枚目及び8枚目から10枚目までのそれぞれ一部	
		4枚目及び7枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書302	3枚目から12枚目までのそれぞれ一部	
	文書310	3枚目から7枚目まで及び9枚目から12枚目までのそれぞれ一部	
		8枚目の内容の全て	
	文書316	3枚目から7枚目まで及び9枚目から15枚目までのそれぞれ一部	
		8枚目の内容の全て	
	文書325	3枚目から5枚目ま	

		で、 8 枚目、 9 枚目、 1 1 枚目、 1 2 枚目及び 1 4 枚目から 1 6 枚目までのそれぞれ一部	
		6 枚目、 7 枚目、 1 0 枚目及び 1 3 枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 3 3 1	3 枚目、 4 枚目及び 6 枚目から 1 6 枚目までのそれぞれ一部	
		5 枚目の内容の全て	
	文書 3 3 6	2 枚目から 9 枚目までのそれぞれ一部	
	文書 3 4 2	2 枚目から 6 枚目までのそれぞれ一部	
	文書 3 4 8	2 枚目、 5 枚目から 1 0 枚目まで及び 1 2 枚目のそれぞれ一部	
		3 枚目、 4 枚目及び 1 1 枚目のそれぞれ内容の全て	
1 1	文書 2 6 9	2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊における審議、検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法 5 条 5 号に該当するため不開示とした。
1 2	文書 2 5 5	1 枚目の一部	内線番号については、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、必要
	文書 4 9 7		

			とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
13	文書356	1枚目の一部	政府部内における審議、検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条5号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
		2枚目の内容の全て	
	文書357	1枚目から6枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書358	1枚目、3枚目及び5枚目のそれぞれ一部	
		2枚目、4枚目、6枚目及び8枚目から13枚目までのそれぞれ内容の全て	
		7枚目の全て	
	文書360	1枚目及び3枚目のそれぞれ一部	
		2枚目及び4枚目から10枚目までのそれぞれ全て	
	文書361	1枚目の一部	
		2枚目の内容の全て	
	文書362	1枚目、4枚目、6枚目、9枚目及び12枚目のそれぞれ一部	
		2枚目、3枚目及び13枚目のそれぞれ内容の全て	
		5枚目、7枚目、8枚目、10枚目、11枚目及び14枚目	

		のそれぞれ全て	
文書 3 6 4	1 枚目の一部		
	2 枚目及び 3 枚目の それぞれ内容の全て		
文書 3 6 5	全て		
文書 3 6 6	1 枚目の一部		
	2 枚目から 1 1 枚目 までのそれぞれ内容 の全て		
文書 3 6 7	1 枚目の一部		
	2 枚目の全て		
文書 3 6 8	1 枚目の一部		
	2 枚目の内容の全て		
文書 3 7 0	1 枚目の一部		
	2 枚目から 1 1 枚目 までのそれぞれ内容 の全て		
文書 3 7 1	全て		
文書 3 7 2	1 枚目の一部		
	2 枚目及び 3 枚目の それぞれ全て		
文書 3 7 3	1 枚目の一部		
	2 枚目の内容の全て		
文書 3 7 5	1 枚目及び 4 枚目の それぞれ一部		
	2 枚目及び 3 枚目の それぞれ内容の全て		
文書 3 7 6	1 枚目の一部		
	2 枚目の全て		
文書 3 7 7	1 枚目の一部		
	2 枚目の内容の全て		
文書 3 7 9	1 枚目の一部		
	2 枚目から 1 0 枚目 まで、1 2 枚目及び 1 5 枚目から 3 4 枚 目までのそれぞれ内 容の全て		

		1 1 枚目、1 3 枚目 及び 1 4 枚目のそれ ぞれ全て	
文書 3 8 0		1 枚目の一部	
		2 枚目及び 3 枚目の それぞれ内容の全て	
文書 3 8 1		1 枚目の一部	
		2 枚目の内容の全て	
文書 3 8 3		1 枚目の一部	
		2 枚目から 4 枚目ま でのそれぞれ内容の 全て	
文書 3 8 4		1 枚目の一部	
文書 3 8 5		1 枚目の一部	
		2 枚目から 1 3 枚目 まで及び 1 5 枚目か ら 2 5 枚目までのそ れぞれ内容の全て	
		1 4 枚目の全て	
文書 3 8 6		1 枚目の一部	
		2 枚目から 8 枚目ま でのそれぞれ内容の 全て	
文書 3 8 7		1 枚目の一部	
		2 枚目の内容の全て	
文書 3 8 9		1 枚目の一部	
		2 枚目から 7 枚目ま で及び 9 枚目から 1 3 枚目までのそれぞ れ内容の全て	
		8 枚目の全て	
文書 3 9 0		1 枚目の一部	
文書 3 9 1		1 枚目の一部	
		2 枚目及び 3 枚目の それぞれ内容の全て	
文書 3 9 2		1 枚目の一部	
		2 枚目から 4 7 枚目	

		までのそれぞれ内容の全て	
		48枚目から57枚目までのそれぞれ全て	
	文書393	1枚目の一部	
		2枚目及び3枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書395	1枚目の一部	
		2枚目及び3枚目のそれぞれ全て	
	文書396	1枚目の一部	
		2枚目から6枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書397	1枚目の一部	
		2枚目及び3枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書398	1枚目から5枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書399	1枚目の一部	
		2枚目の内容の全て	
	文書401	1枚目の一部	
		2枚目から9枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書402	1枚目の一部	
		2枚目から8枚目まで及び10枚目のそれぞれ内容の全て	
		9枚目の全て	
	文書403	1枚目の一部	
		2枚目から20枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書404	1枚目の一部	

	文書 4 0 6	1 枚目の一部	
		2 枚目から 6 枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 4 0 7	1 枚目の一部	
	文書 4 0 8	1 枚目の一部	
		2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 4 1 0	1 枚目の一部	
		2 枚目から 9 枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 4 1 1	1 枚目の一部	
		3 枚目から 1 6 枚目までのそれぞれ内容の全て	
		2 枚目の全て	
	文書 4 1 2	1 枚目の一部	
		2 枚目の内容の全て	
	文書 4 1 4	1 枚目の一部	
		2 枚目から 2 2 枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 4 1 5	1 枚目の一部	
		2 枚目から 1 2 枚目までのそれぞれ全て	
	文書 4 1 6	1 枚目の一部	
		2 枚目から 4 枚目までのそれぞれ全て	
	文書 4 1 7	1 枚目の一部	
		2 枚目の内容の全て	
	文書 4 1 9	1 枚目の一部	
		2 枚目から 1 0 枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 4 2 0	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	

		3枚目から11枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書421	1枚目の一部	
		2枚目から4枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書423	1枚目の一部	
		2枚目及び3枚目のそれぞれ全て	
	文書424	1枚目の一部	
		2枚目の内容の全て	
	文書426	1枚目の一部	
		2枚目から8枚目までのそれぞれ全て	
	文書427	1枚目の一部	
	文書428	1枚目の一部	
		2枚目及び3枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書429	1枚目の一部	
		2枚目の内容の全て	
	文書431	1枚目の一部	
14	文書432	1枚目から5枚目までのそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるとともに、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であり、これを公にすることにより、政府が行う今後の安全保障政策等の検討において、率直な意見の交換が不当に損なわれるお
	文書433	1枚目の一部	
		2枚目及び3枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書434	1枚目の一部	

			それがあることから、法５条 １号及び５号に該当するため 不開示とした。
１５	文書４７１	１枚目から４枚目ま でのそれぞれ一部	国の機関が行う行政事務に関 する情報であり、これを公に することにより、偽計等の対 象とされ、緊急時あるいは必 要な部外との連絡・調整に支 障を来すなど、当該事務の適 正な遂行に支障を及ぼすおそ れがあることから、法５条６ 号柱書きに該当するため不開 示とした。
	文書４７２	１枚目及び３枚目の それぞれ一部	
	文書４７３	１枚目から３枚目ま でのそれぞれ一部	
	文書４７４	１枚目、２枚目及び ４枚目のそれぞれ一 部	
	文書４７５	１枚目から３枚目ま でのそれぞれ一部	
	文書４７６		
	文書４７７		
	文書４７８	１枚目から４枚目ま でのそれぞれ一部	
	文書４７９	１枚目及び３枚目の それぞれ一部	
	文書４８０	１枚目から３枚目ま でのそれぞれ一部	
	文書４８１		
	文書４８２	１枚目、３枚目及び ４枚目のそれぞれ一 部	
	文書４８３	１枚目及び３枚目の それぞれ一部	
	文書４８４	１枚目から３枚目ま でのそれぞれ一部	
	文書４８５		
	文書４８６		
	文書４８７	１枚目及び３枚目の それぞれ一部	
	文書４８８	１枚目及び２枚目の それぞれ一部	
	文書４８９	１枚目から３枚目ま でのそれぞれ一部	
	文書４９０	１枚目及び２枚目の それぞれ一部	
	文書４９１		

	文書 4 9 2	1 枚目から 3 枚目ま	
	文書 4 9 3	でのそれぞれ一部	
	文書 4 9 4	1 枚目及び 3 枚目の それぞれ一部	
1 6	文書 5 0 8	全て	公にすることを前提としない 文書及びその関連文書であり、具体的な検討の経緯、協議の内容、それらの内容の推認を可能とする情報が記載されており、件名、件数等を含めて、これを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法 5 条 3 号及び 5 号に該当するため不開示とした。
	文書 5 0 9		
	文書 5 1 0		
	文書 5 1 1		

※当審査会事務局において整理した。

別表 2（開示すべき部分）

文書番号	開示すべき部分
文書 3 6 5	1 枚目ないし 7 枚目の各 1 行目
文書 4 1 4	2 枚目